

熊本市長 様

## 熊本市幼児（1歳6か月児、3歳児）精密健康診査業務応募申請書

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和8年度（2026年度）熊本市幼児（1歳6か月児、3歳児）精密健康診査業務委託について、次のとおり応募申請します。

熊本市幼児（1歳6か月児、3歳児）精密健康診査業務資格要件調書の（1）から（9）に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に（1）から（9）に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

## 記

## 1 幼児精密健康診査を行う医療機関の概要

医療機関所在地	
院長名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

## 2 幼児精密健康診査に従事する医師の配置計画（予定）

職名（職種）	氏名

## 熊本市幼児（1歳6か月児、3歳児）精密健康診査業務公募要件

- (1) 心身の発達異常、疾病等の疑いがある幼児に精密検査を行うため、身体面、精神発達面などの診療科、特に小児科や眼科を有し、総合的な診断ができる医療機関。
- (2) 応募申請書を提出すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申し立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (6) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む）
- (8) 小児科専門医もしくはそれに準じる医師が健診を行うこと。
- (9) 熊本市に事業実施医療機関の住所を有すること。